

## 平成29年度 岐阜県緑の青年就業準備給付金事業 募集要項

### 第1 目的

戦後に植林した森林が伐採できる時期を迎え、伐採等の作業量の増加が見込まれる一方で、今後、高齢者のリタイアが本格化することから、新規就業者を確保し、継続して就業させていく必要があります。

このため、林業分野への就業に向け、必要な知識の習得等を行い、将来的には林業経営をも担いうる有望な人材として期待される青年に対し、緑の青年就業準備給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、林業分野への就業希望者の裾野拡大を図るとともに、給付金を活用した青年が林業分野へ就業し、習得した知識等を活用し就業先で活躍することにより、林業事業体等の経営が活性化され、さらには森林・林業の再生につながることを目指します。

### 第2 事業内容

林業分野へ就業するために必要となる知識・技術等を習得できると県が認める教育機関等（岐阜県立森林文化アカデミー）において研修を受け、研修終了後林業分野へ就業し、給付期間の1.5倍または2年のうち長い期間以上継続可能な方に対して給付金を給付します。

### 第3 給付の要件

給付を受けるには、次の全ての要件を満たす必要があります。

- 1 林業分野への就業予定時の年齢が、原則45歳未満であり、国内において林業分野へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。

（林業分野への就業の定義）

- ・総務省の国勢調査における産業分類で「林業」又は「木材・木製品製造業」に分類される事業所と常用の雇用契約を締結すること。
- ・ただし、それ以外の事業所と常用雇用の雇用契約を締結する場合であっても、同調査における職業分類において林業従事者に分類される者についても「林業分野への就業」に含むものとする。
- ・林業分野であっても公務員となった者は「林業分野への就業」には含まない。
- ・その他、岐阜県の森林・林業の再生に寄与すると認められる事業体等への就業。

※就業を希望する職種が林業分野に該当するかは別添資料「林業分野へ就業」に関する具体的業種の説明（参考）でご確認ください。

- 2 研修計画が以下の基準に適合していること。

- (1) 林業への就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると岐阜県が岐阜県緑の青年就業準備給付金事業研修機関等認定要領に基づき認める研修機関等（岐阜県立森林文化アカデミー）で研修を受けること。
- (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね1,200時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること。
- (3) 先進林業事業体で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
  - ア 当該先進林業事業体の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - イ 当該先進林業事業体と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

- (4) 研修先が先進林業事業体のみでないこと。
- 3 常用雇用（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 5 岐阜県暴力団排除条例（平成22年条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 6 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 7 過去に本事業での給付金の給付を受けていないこと（2年間の給付期間内は除く）。

#### 第4 給付金額及び給付期間

給付の金額は、1人あたり年間150万円を上限とし、給付期間は最長2年間とします。

#### 第5 応募方法

- 1 申請書類の作成等  
給付金の受給を希望する方は、次に掲げる申請書類を作成してください。
  - (1) 緑の青年就業準備給付金に係る研修計画の承認申請について（別紙様式）
  - (2) 研修計画（様式1）
  - (3) 研修実施計画（別添5）
  - (4) 誓約書（別添2）
  - (5) 履歴書（別添3）
  - (6) 調査同意書（別添2-1、2-2添付）
  - (7) 利用目的説明書（様式2）
  - (8) 申請者及び連帯保証人の住民票
  - (9) 連帯保証人及び申請者が20歳未満の未成年の場合は法定代理人の印鑑証明書
  - (10) 連帯保証人の収入を証明できる書類
  - (11) 申請者が未成年の場合：親権者にあつては戸籍謄本、  
後見人にあつては交付日から6か月以内の「登記事項証明書」  
または「裁判所の審判書の写し+確定証明書」をコピーせず  
そのまま添付する。
  - (12) ※外国人の方のみ 日本国内での就労活動に制限がないことを証明する書類
  - (13) 岐阜県森林文化アカデミーの学生であることを証する書類（学生証の写し等）
  - (14) 緑の青年就業準備給付金に係る提出書類及び事業内容に係る確認書（別紙）
- 2 申請書類提出にあたっての注意事項
  - (1) 原則として本人による書面の提出をもって申請とします。
  - (2) 申請書類は、様式に従って正確に作成してください。
  - (3) 申請書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、当要領を十分に確認の上、作成してください。
  - (4) 申請書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
  - (5) 申請書類の提出方法は、岐阜県立森林文化アカデミーで研修を受ける方は、岐阜県立森林文化アカデミー事務局へ提出してください。FAXや電子メールによる提出は受け付けません。また受付期間終了後の申請書（県・公社が提出を指示したものを除く）は受け付けません。

- (6)提出後の申請書類は、追加の資料や差し替えは不可とし、承認・不承認にかかわらず返却はしませんので、ご了承ください。
- (7)虚偽の申請、その他不正の行為を行った場合には、詐欺罪として刑罰に処せられる可能性があります。支給した給付金は延滞金等を加算した額で返還していただくとともに、不正を行った方の氏名やその内容が公表されますので、十分にご注意ください。

### 3 申請書類の提出先

岐阜県庁 林政部 恵みの森づくり推進課 担い手育成係あて

住所：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8473

※岐阜県立森林文化アカデミー生の方はアカデミー事務局へ提出してください。

## 第6 申請受付期間

平成29年5月15日（月）～平成29年6月16日（金）午後17時まで（必着）

## 第7 給付者の選定

### 1 審査方法

提出された申請書類の審査及び面接による審査を実施します。

審査にあたっては、次の事項等を重視して審査を行い、予算の範囲内で給付者を選定します。

- (1) 研修終了後、林業分野へ就業する意志の強さ
- (2) 研修により身につける知識・技術の就業後の活用方法
- (3) 就業後の将来ビジョン

なお、面接の日程については、7月中旬に実施する予定です。

面接の日時、場所等については、後日連絡します。

### 2 審査結果の通知

審査結果については、審査の終了後、申請者に対して書面で通知します。

給付の決定者については、その後、給付金事業の実施主体である公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター）（以下、「公社」という。）の指示に従い、給付の手続きを行っていただきます。

## 第8 給付決定者の責務等

給付決定者は、研修計画等に掲げる研修を責任持って受け、国内において林業分野に就業するとともに、国や県、公社が定める要綱、要領等に記載された内容を遵守するものとします。

また、本給付金は収入となりますので、確定申告や給付金額によっては社会保険についても手続きを確実に行っていただく必要があります。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、給付金の一部又は全部を返還しなければなりませんので、ご承知おきください。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として、公社が認めた場合は、この限りではありません。

#### 【全額返還の場合】

- (1) 研修実施状況の現地調査等により、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合（例：研修を行っていない場合、知識の習得等をする努力をしていない場合、計画書に記載された研修時間を守れていない場合など）
- (2) 研修終了後1年以内に、原則45歳未満で国内において林業分野で就業（林業事業者等で常用雇用の雇用契約を締結して労働すること等をいう。以下同じ。）しなかった場合。  
※研修終了後、更に研修を続ける場合（岐阜県立森林文化アカデミーの学生が大学に編入して研修を行う場合等。以下「継続研修」という。）はその研修終了後。ただし継続研修の期間は2年以内とする。
- (3) 林業分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。
- (4) 研修終了後5年間、毎月7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月間の就業状況報告を定められた様式により行わなかった場合。
- (5) 林業分野へ就業した際に、就業後1ヶ月以内に就業等報告書により報告を行わなかった場合。
- (6) 研修期間中及び上記(4)の就業状況報告の対象期間内に居住地を変更した場合に、1ヶ月以内に定められた様式により住所変更の届出を行わなかった場合。
- (7) 継続研修期間中に半年毎に定められた様式により研修状況報告を行わなかった場合。
- (8) 虚偽の申請を行った場合、また不正行為が疑われるにもかかわらず、研修や就業状況等に関して公社からの調査、質問に対し虚偽の陳述をしたり、正当な理由なく回答に応じない場合。

#### 【一部返還の場合】

- (1) 給付対象者の要件を満たさなくなった場合や研修を途中で中止又は休止した場合には、該当した時点が、既に給付した給付金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還することになります。
- (2) 研修期間中に半年毎に定められた様式により、研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の給付金を返還することになります。

### 第9 問い合わせ先

公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター）担い手対策課

電話：0575-33-4011（内線：424）

岐阜県林政部恵みの森づくり推進室・担い手育成係

電話：058-272-8473

※問い合わせについては、月・水・木・金曜日（祝祭日は除く）までの午前9時から午後4時までとします。

## ＜外国人で岐阜県緑の青年就業準備給付金の給付を希望される方へ＞

○本給付金の給付を申請、受給するためには以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ・募集要項第3 給付の要件に定める事項を守れる方。  
※研究計画を提出し、公社に承認された研修を修了後、日本国内の林業分野へ就業いただくことが必須要件です。
- ・在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」の方。
- ・申請時には必ず1名、次のすべての条件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。
  - ①日本国内在住であること。
  - ②暴力団員及び暴力団員の関係者ではない。
  - ③独自の生計を営み、支払い能力のある成年。
  - ④申請者との相保証人でない。
- ・インターネットが使用でき、本事業に関する要領や様式をダウンロード可能な環境と岐阜県または公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という）との連絡手段を常時確保できる方。
- ・給付期間中は、研修、就業等の状況報告を、公社が定める日までに、また申請が必要な事項については、その時点で速やかに公社事務取扱要領に定める様式により提出できる方。
- ・給付の要件に定められた研修機関等での研修を修了後、必ず日本国内の林業分野へ就業し、給付期間の1.5倍又は2年間就業を継続できる方。（研修修了後、帰国される場合は対象外です。）
- ・岐阜県及び公社から、受給する給付金に関する事項の調査や質問があった場合、正確に状況を説明することができ、県及び公社からの指示に従い手続きを行うことに異議がない方。

○上記の条件を満たせない場合は、受給決定後も給付金を返還していただく場合がありますのでご了承願います。

○給付決定後は、各種申請書類の作成方法や添付が必要な書類等について、公社に問い合わせをすることができます。その際は、あらかじめ電話で相談内容や日時について予約をお願いします。

### ＜問い合わせ先＞

公益社団法人岐阜県森林公社（岐阜県林業労働力確保支援センター）担い手対策課

電話：0575-33-4011（内線：424）

岐阜県 林政部 恵みの森づくり推進課 担い手育成係

電話：058-272-8473

※問い合わせについては、月・水・木・金曜日（祝祭日は除く）までの午前9時から午後4時までとします。

公益社団法人 岐阜県森林公社 理事長



別紙様式

年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社理事長 様  
(岐阜県林業労働力確保支援センター)

住所  
氏名

印

緑の青年就業準備給付金に係る

研修計画の承認申請  
研修計画の変更申請  
継続研修計画の承認申請

）について

このことについて、別添のとおり提出します。

岐阜県立森林文化アカデミー受理日付印	恵みの森づくり推進課受理日付印

# 研修計画

平成 年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社理事長 様

住 所：

[申請者] 氏 名：

電話番号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

公益社団法人岐阜県森林公社緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領第5条の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

1 他産業ではなく「林業分野」へ就業しようと思う理由

--

2 就業に係る計画

就業希望地	就業予定時期	年 月
希望する 就業内容等	(希望する業種・業務内容等を記載)	

3 就業に向けた具体的な取組方法

--

4 希望する業種や法人に就業できなかった場合の考え方

--

5 就業後の将来ビジョン（林業経営等を担うまでの展望等を記載。自身の経歴や保有する資格のうち就業後に生かせると考えられるものがあれば併せて記載する。）

--



## 6 研修に係る計画

### ①研修内容等

研修機関 名 称		所 在 地	
学科名 (学年)		研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (        ヶ月        日)
(研修内容の概要)			

注：研修先が複数ある場合は記入欄を追加して記入すること。

### ②給付対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (        ヶ月        日)
--

注：給付は月単位となるので、月数未満の日数については切り捨てられます。

## 7 その他

常勤の雇用契約の締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
生活費の確保を目的とした国による他事業の給付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
心身ともに健康である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
給付金を返還する事項があることを認識している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
負債がないか、ある場合は研修や就業に影響を与えるものではない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
給付金は収入であり、確定申告ならびに必要なに応じて社会保険の加入手続きが必要なことを認識している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
※外国人の申請者のみ ・自身の在留資格が次のいずれかである。 「永住者」、「日本人の配偶者」、 「永住者の配偶者等」、「定住者」、 「特別永住者」である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

注：「有」及び「いいえ」の場合は本給付金の受給は不可

公益社団法人 岐阜県森林公社理事長 様

[申請者] 住 所：  
 氏 名： 印  
 電話番号：  
 (生年月日： 年 月 日： 歳)

[法定代理人] 住 所：  
 氏 名： 印  
 電話番号：  
 (生年月日： 年 月 日： 歳)

※法定代理人については申請者が未成年者（20歳未満）の場合親権者または後見人が自署で記入し、実印を押印のうえ、実印の印鑑証明書と  
 親権者にあつては戸籍謄本、  
 後見人にあつては交付日から6か月以内の「登記事項証明書」または「裁判所の審判書の写し+確定証明書」をコピーせずそのまま添付すること。

誓 約 書

(申請者誓約事項)

- 私は公益社団法人岐阜県森林公社緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領の規定を遵守し、森林・林業分野に就業するため、研修に励みます。  
 なお、取扱要領の規定により、当該給付金の支給を停止されたり、受領した給付金の一部又は全部を返還となることがあることについて異議はありません。その際に、規定に基づき返還すべき給付金が発生した場合は、必ず返還することを連帯保証人の署名、押印を添えて誓約します。  
 また、当該給付金が所得となることを承知し、必要な申告等の手続きを行うことを誓約します。
- 私は次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用している者
  - 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者。
  - 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(連帯保証人誓約事項)

- 私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり研修を履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。
- 私は次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用している者
  - 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者。
  - 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

連帯保証人 住 所：  
 氏 名： 印  
 受給者本人との関係：  
 電話番号：

(連帯保証人については自署のうえ実印を押印するとともに、実印の印鑑証明書を添付すること。)

平成 年 月 日

[申請者] 住所：  
氏名： 印  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)  
[法定代理人] 住所：  
氏名： 印(実印)  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

※法定代理人については申請者が未成年者  
(20歳未満)の場合親権者または後見人  
が自署で記入し実印を押印すること、

## 調 査 同 意 書

私は、公益社団法人岐阜県森林公社緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領の規定により、給付金の返還が発生する可能性がある場合、返還金に関して次の者が行う下記の調査に対して同意します。なお、調査については積極的に協力します。

### 記

#### ○調査内容

- (1) 岐阜県警察本部における暴力団との関係に係る調査
- (2) 市区町村における住民税の課税状況、福祉生活関連給付金の受給状況等に関する調査
- (3) 金融機関における取引状況に関する調査
- (4) 生命保険の加入状況に関する調査
- (5) 研修における履修実態に関する調査
- (6) 勤務先等における就業実態及び給与支払状況等に関する調査

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社理事長

( 公 印 )

平成 年 月 日

[連帯保証人] 住 所：  
氏 名： 印  
※実印を押印すること。  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

## 調 査 同 意 書

私は、公益社団法人岐阜県森林公社緑の青年就業準備給付金事業事務取扱要領の規定により、給付金の返還が発生する可能性がある場合、返還金に関して次の者が行う下記の調査に対して同意します。なお、調査については積極的に協力します。

### 記

#### ○調査内容

- (1) 岐阜県警察本部における暴力団との関係に係る調査
- (2) 市区町村における住民税の課税状況、福祉生活関連給付金の受給状況等に関する調査
- (3) 金融機関における取引状況に関する調査
- (4) 生命保険の加入状況に関する調査
- (5) 勤務先等における就業実態及び給与支払状況等に関する調査

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社理事長

( 公 印 )

別添3

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)				〈写真〉  ※最近3ヶ月以内に撮影したもの ※無帽で表情が確認できること ※裏面に自署にて氏名を記入
住 所	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)				
上記以外の 連絡先	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)		生年月日	年 齢	性 別
氏 名	印	昭和 / 平成 年 月 日	歳	男 / 女
電話番号	(自宅)		(携帯)	
E-mail				

注：連絡先は住所と異なる場合は記載する。

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生年月日	職 業	住 所

3. 学歴等

年	月	学歴・職歴
年	月	免許・資格等

## 研修実施計画（教育機関での研修用）

平成 年 月 日

## 1 研修教育施設の概要

研修機関名	
所在地	
連絡先	
代表者	

## 2 研修カリキュラムの概要

研修学科名 (講座名)			
研修期間	平成 年 月 から 平成 年 月	研修時間数	時間
主な研修カリキュラム	※年間のカリキュラムのうち、研修時間の長い主なものを記入。		
研修のねらい			
主な指導者名			

## 3 研修カリキュラムの内訳

研修カリキュラム名	期 間		研修時間 (時間)	研修カリキュラム区分※2		
	始	終		通常	特別	実習
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
合 計	研修期間※1 年 月 日～ 年 月 日			※3	※3	※3

※1：個々の研修開始期間のうち開始日が最も早い日と終了日が最も遅い日を記入。

※2：該当する欄に時間数を記入。

- ・「通常」は教育機関で卒業認定の対象となっている学生向けのカリキュラム。
- ・「特別」は教育機関が学生以外も対象に開催する卒業認定の対象となっていない研修等。
- ・「実習」は「通常」を履修する上で自主的に行う予習・復習・実習で「通常」「特別」のどちらにも区分されないもの。

ただし、予習・復習・実習については指導者が時間の確認を行える研修機関内等で行うもののみを対象とする。

※3：研修カリキュラム区分の合計欄にはそれぞれの区分毎の時間数を記入。

利用目的説明書

各位

美濃市生櫛1612-2  
公益社団法人 岐阜県森林公社  
(岐阜県林業労働力確保支援センター)

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、あなたの個人情報を、下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

- 1 研修計画承認申請の受付、研修計画の審査・認定手続きのため
- 2 岐阜県緑の青年就業準備給付金（以下、給付金という。）給付申請書の受付、給付金給付決定・給付実行の手続きのため
- 3 本人確認のため
- 4 給付金に係る法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 5 給付金の給付後の管理のため
- 6 給付金の返還（返還免除・不承認を含む）決定に係る調査及び手続きのため
- 7 研修の実施状況、就業状況の確認のため
- 8 研修計画の内容について審査するために開催される事前審査及び審査委員会での付議に係る情報提供のため
- 9 研修の実施状況、就業の状況確認を行なう関係機関に対し、業務の遂行に必要な情報の提供のため
- 10 適切な業務の遂行に必要な範囲での主務省及び監督官庁への報告等のため
- 11 研修計画の認定、給付金給付の決定書等の送付等、受給者への給付金に関する各種情報の提供のため

上記利用目的の明示を受け、確認のうえ同意いたしました。		
平成 年 月 日		
氏名 住所	申請者	[氏名] 印 (生年月日： )
	連帯保証人	[氏名] 印 (生年月日： ) (実印)

平成 年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社理事長 様

[申請者] 住 所：  
氏 名： 印  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)  
[連帯保証人] 住 所：  
氏 名： 印(実印)  
電話番号：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

## 添付書類の一部免除申請書

私は、公益社団法人岐阜県森林公社緑の青年就業準備給付金事業の計画書添付書類のうち、下記の一部書類について、前年度手続き時に提出した標記書類と内容に変更がないことを誓約しますので、下記書類の提出を免除していただきますよう申請します。

### 記

○免除を希望する添付書類（免除を希望する添付書類に○をつけること）

- ・ 住民票
- ・ 印鑑証明
- ・ 収入を証明できる書類
- ・ 申請者が未成年の場合の添付書類



<別紙>

## 緑の青年就業準備給付金に係る提出書類及び 事業内容に関する確認書

申請を行うにあたり、次の事項について提出時に再度確認、チェックのうえ、別紙様式及び研修計画と併せて提出してください。

### ○提出書類の確認事項

#### 添付書類

- 別紙様式：研修計画の承認申請
- 別紙様式第1号：研修計画
- 別添5：研修実施計画
- 別添2：誓約書（別添2-1、2-2を添付する）
- 別添3：履歴書
- 別紙様式第2号：利用目的説明書
- 別添6：添付書類の一部免除に係る申請書
- 申請者が未成年の場合の添付書類
- 住民票：申請者及び連帯保証人（申請日から起算して3ヶ月以内のもの）
- 印鑑証明書：連帯保証人及び申請者が未成年の場合は法定代理人。
- 収入を証明できる書類：連帯保証人の直近の収入が証明できる書類。  
源泉徴収票や所得証明など。
- 申請者が未成年の場合：親権者にあつては戸籍謄本、  
後見人にあつては交付日から6か月以内の「登記事項証明書」または「裁判所の審判書の写し+確定証明書」をコピーせずそのまま添付する。
- ※外国人の方のみ 日本国内での就労活動に制限がないことを証明する書類

### ○給付内容に関する確認事項（給付決定を受けた後必要になること）

#### 1 研修や就業などの状況報告について

- 給付金を受けた後、年数回の各種報告が必要となりますが、理解していますか。
- 様式6 研修状況報告（研修中6か月ごとに提出）
- 様式12 就業状況報告（研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末に提出）
- 様式15 住所変更報告（居住地を転居した場合1か月以内に提出）
- 様式16 就業等報告書（就業後1か月以内に提出）
- これらの報告の期限が守られない場合、その後の給付金を受けられませんが、理解していますか。
- これらの報告をしなかった場合、既に受け取った給付金を返還することになりますが、理解していますか。

#### 2 給付金の返還について

- 次の場合、既に受け取った給付金を返還することになりますが理解していますか。
- 研修を途中で中止・休止した場合

- 会社の現地確認などで、適切な研修を行っていないと判断された場合
- 研修終了後1年以内に45歳未満で、雇用就業または独立・自営開業しなかった場合
- 雇用就業または独立・自営開業を、給付期間の1.5倍または2年間のいずれか長い期間継続しない場合。
- 必要な報告を行わなかった場合
- 虚偽の申請等を行なった場合
- 研修や就業状況等に関して会社からの調査、質問に対し虚偽の陳述をしたり 正当な理由なく回答に応じない場合。

(継続研修について)

- 当初の研修計画を修了後、継続研修を行う場合は、事前に会社への申請及び会社の承認が必要である。
- 継続研修は、承認を受けようとする研修が終了してから1か月以内に開始しなければならない。

### 3 税務申告等について

- この給付金は雑所得扱いとなるため、あなたが税務申告を行わなければなりません、理解していますか。
  - あなたに所得が発生することで、扶養者の扶養控除や変更の手続き、健康保険への加入手続きなど、各種の手続きが発生する場合がありますが、理解していますか。
- ※3の各種手続きについては必ず各自で確認のうえ、適切に対応してください。

### 4 (外国人の方のみ)

- 本給付金を受給するための必須条件として、研修修了後の就業先は日本国内の林業分野の事業所に限ることを理解していますか。
- あなた自身の在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」で、「特別永住者」に該当していますか。

### 5 その他

- 給付を申請から受給決定後に渡り、受給者の個人情報を利用目的説明書に定める範囲内で利用される場合があることを理解していますか。
- 虚偽の申請や陳述が疑われる場合、調査同意書の記載内容から、必要とする範囲内で会社が調査を行う場合があることを理解していますか。

以上内容について、確認・チェックをしました。

平成 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

印

(資料)

「林業分野へ就業」に関する具体的業種の説明 (参考)

1. 林業とは

山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業並びに野生動物の狩猟などをいう。

(1) 育林業

将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所をいう。

【対象】

私有林経営業、生産森林組合等の育林を主とする協業体、樹液栽培業、竹林業(たけのこ栽培を除く)、薪炭林経営業、桐栽培業、油桐栽培業、パルプ材育林業、地方公共団体(財産区を含む)の経営する山林の事業所、森林管理局、森林管理署、森林事務所

【対象外】

林野庁、森林総合研究所、大学演習林、たけのこ栽培農業

**※本事業では、林業分野であっても公務員となった者は「林業分野への就業」には含まない。**

(2) 素材生産業

立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。

【対象】

一般材生産業、パルプ材生産業、坑木生産業、くい丸太生産業、電柱用材生産業、足場丸太生産業

【対象外】

貨物自動車運送業

(3) 特用林産生産業

森林原野において産出される産物のうち、一般用材を除く林産物を生産する事業所をいい、直営による薪の切出製造を行う事業所、主として木炭を製造する事業所、特用林産のうち、薪及び炭を除く林産物を生産する事業所をいう。ただし、他人に雇われて木炭を製造する焼子は事業所としない。

【対象】

薪伐出製造業、炭焼業(焼子を除く)、製炭会社、木炭製造業、黒炭製造業、枝炭製造業、白炭製造業、松やに採取業、うるし採取業、うるしかき業、松根油採取業(森林内で行う松根油蒸留を含む)、樹脂製油採取業(抽出・蒸留を含む)、杉皮採取業、しゅろ皮はぎ業、天然きこの採取業、とうづる採取業、あけびつる採取業、樹皮採取業、マツタケ採取業、林内種実採取業、粗製しょうのう採取業、コルク皮採取業、野草採取業(薬草、山菜など)、ささ採取業、そだ採取業、竹皮採取業、かや採取業、ふし(五倍子)採取業、松葉採取業

【対象外】

しいたけ栽培農業、しめじ栽培農業、たけのこ栽培農業

#### (4) 林業サービス業

主として請負によって造林、保育、保護、伐木又は伐木と運材、山林用苗木の育成のための事業、炭焼、山番などの林業に附帯するサービスを提供を行う事業所をいう。

##### 【対 象】

育林請負業、植林請負業、素材生産請負業、木材伐出請負業、伐木運材請負業、共同貯木場(森林組合、同連合会の経営によるもの)、山林用種苗生産請負業、薪請負製造業、炭焼請負業、炭質焼業、山番業

#### (5) その他の林業

他に分類されない林業、狩猟業を営む事業所をいう。

##### 【対 象】

狩猟業、わなかけ業、猟師業、昆虫類採捕業、へび採捕業、山林用種苗業

## 2. 木材・木製品製造業とは

主として製材及び単板(ベニア)、合板、屋根まさなど木製基盤資材の製造並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品の製造をいう。

ただし、家具、建具の製造、木型、木製の楽器、玩具、運動用具、ほうき、くま手などの製造、建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改装、個人の注文による木製品の製造・小売は含まない。

#### (1) 製材業、木製品製造業

##### ①一般製材業

主として丸太(そま角、大割材などを含む)を原料として製材機械によって板、角材などの製材を行う事業所をいう。

##### 【対 象】

製材業、製板業、ひき(挽)材業、仕組板製材業、木材小割業(薪製造を除く)、唐木製材業、まくら木製造業、支柱製造業、腕木製造業、賃びき業(家庭向けを除く)

##### ②単板(ベニヤ)製造業

主として単板(ベニヤ)を製造する事業所をいう。

##### 【対 象】

単板(ベニヤ)製造業

##### ③床板製造業

主として床板を製造する事業所をいう。

##### 【対 象】

床板製造業

#### ④木材チップ製造業

主として木材チップを製造する事業所をいう。

**【対 象】**

木材チップ製造業

#### ⑤その他の特殊製造業

他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。竹及び枝づるなどの加工基礎素材を製造する事業所も含む。

**【対 象】**

屋根板製造業、屋根まき製造業、経木製造業、経木箱仕組材製造業、経木マット製造業、経木さなだ製造業、エキセルシャー製造業、木毛製造業、たる材製造業、おけ材製造業、木栓製造業、たが製造業、たる丸製造業、和たる用材製造業、用たる用材製造業、げた製造業、鉛筆軸板製造業、木官素地製造業、竹ひご製造業、さらし竹製造業、成形竹製造業、竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材製造業、野球用バット素材製造業

**【対象外】**

マッチ箱製造業、鉛筆軸製造業

### (2) 造作材・合板・建築用組立材料製造業

#### ①造作材製造業（建具を除く）

主としてサッシ(窓、戸の枠)、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

サッシ製造業(木製のもの)、ドアフレーム製造業(木製のもの)、造作材製造業

#### ②合板製造業

主として単板(ベニヤ)をはり合わせた合板を製造する事業所をいう。特殊合板を製造する事業所も含む。

**【対 象】**

合板製造業、単板積層材(LVL)製造業、化粧ばり合板製造業

**【対象外】**

プラスチック化粧板製造業

#### ③集成材製造業

主としてひき板又は小角材等の厚さ、幅及び長さの方向に集成接着した一般材を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

集成材製造業、台形集成材製造業、積層材製造業、幅はぎ製造業

#### ④建築用木製組立材料製造業

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

木製組立建築材料製造業

#### ⑤パーティクルボード製造業

主としてパーティクルボード(削片板)を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

パーティクルボード製造業

#### ⑥繊維板製造業

主として木材その他のものから繊維板を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

硬質繊維板製造業、半硬質繊維板製造業、軟質繊維板製造業、吸音繊維板製造業

#### ⑦銘木製造業

主として床柱、磨き丸太など銘板、銘木を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

銘板製造業、銘木製造業、床柱製造業、磨き丸太製造業

### (3) 木製容器製造業(竹、とうを含む)

#### ①竹、とう、きりゅう等容器製造業

主として竹、とう、きりゅう、単板(ベニヤ)などから洗濯かご、衣料かご、バスケット、果物・野菜かご、卓上かご、その他の類似製品及び輸入用容器を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

竹製容器製造業、竹製品製造業(竹製容器の製造を主とするもの)、かご製造業、ざる製造業、こうり(行李)製造業、とう製品製造業(とう製容器の製造を主とするもの)、きりゅう製品製造業(きりゅう製容器の製造を主とするもの)、ベニヤかご製造業

**【対象外】**

びく製造業

#### ②木箱製造業

主として経木又は板物を材料として食物、菓子、詰物の折箱を製造する事業所、各種の木箱(くぎ付け、又は針金巻、あるいは接着剤で接着したものを)を製造する事業所をいう。

**【対 象】**

製かん(函)業、木箱製造業、ベニヤ箱製造業、輸送用木製ドラム製造業、包装木箱製造業、工具木箱製造業、取枠・巻枠製造業、梱包容器(木製)製造業、折箱製造業、経木折箱製造業、ささ折箱製造業、杉折箱製造業

### ③たる・おけ製造業

主としてたる、おけを製造する事業所をいう。

#### 【対 象】

和たる製造業、酒たる製造業、味噌たる製造業、醤油たる製造業、洋たる製造業、ビールたる製造業、くぎたる製造業、薬品たる製造業、漬物たる製造業、おけ製造業、水おけ製造業、科学用おけ製造業、肥料用おけ製造業、たらい製造業、ふろおけ製造業、飯びつ製造業（木製おけ形ものも）、醸造おけ製造業

### (4) その他の木製品製造業（竹、とうを含む）

#### ①木材薬品処理業

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理を行う事業所をいう。木材の乾燥を行う事業所も含む。

#### 【対 象】

木材防腐処理業、木材注薬業、木材耐火処理業、木材乾燥業(天日乾燥を含む)、まくら木薬品処理業、木製履物台木いぶし業

#### ②コルク加工基礎資材・コルク製品製造業

主としてコルク加工基礎資材及びコルク製品を製造する事業所をいう。

#### 【対 象】

コルク栓製造業、コルクタイル製造業、生圧搾コルク板製造業、炭化コルク板製造業、コルクカーペット製造業

#### ③他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)

主として材料のいかんを問わず、靴型、靴しん(芯)を製造する事業所、他に分類されない木製品の製造及び曲輪、曲木製品、種々の型物を製造する事業所及びとう、きりゅうなどの製品を製造する事業所をいう。

#### 【対 象】

靴型製造業(金属製、プラスチック製を含む)、靴しん(芯)製造業、木製履物製造業、げた台製造業、塗りげた製造業(漆塗りを除く)、木製サンダル製造業、曲輪製造業、曲物製造業、せいろ製造業、ひつ(櫃)製造業、彫刻物製造業(木製のもの)、旗ざお製造業(木・竹製のもの)、柄製造業(とう・竹製のもの)、かい(櫛)製造業、洗濯板製造業、寄木細工製造業(家具、置物を除く)、つまようじ製造業、くり物製造業、漆器素地製造業(木製くり物)、竹製敷物製造業、とう製敷物製造業、はし製造業(木、竹製のもので漆塗りを除く)、割りばし製造業、竹ばし製造業、木ばし製造業、茶せん製造業、ふるい製造業、米びつ製造業、重箱製造業(漆器製を除く)、木管製造業(紡績用を除く)、洋服掛製造業、木製品塗装業(鉛筆軸を除く)、木ごと製造業、よしず製造業、角せいろ製造業

#### 【対象外】

木製履物塗装業(漆塗りのもの)、マッチ軸製造業、はし(漆塗りのもの)製造業、ます(枅)製造業、物差製造業、そろばん製造業、木管製造業(紡績用のもの)、重箱製造業(漆器製のもの)、パレット製造業(荷役運搬用、材料のいかんを問わない)、鉛筆軸製造業

### 3. 林業従事者とは

林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事の従事する者。

#### (1) 育林従事者

山林苗木の植え付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの仕事に従事するものをいう。

**【対象】**

林業地ごしらえ作業員、植林作業員、造林作業員、枝打作業員、下刈作業員、雪起作業員、除伐作業員

**【対象外】**

種苗栽培者、植木栽培者

#### (2) 伐木・造材・集材従事者

伐木・造材(測尺・枝払い・皮はぎ)の仕事に従事する者及び伐採された木材を集める仕事並びに山元土場まで搬出する仕事に従事するものをいう。

**【対象】**

木材伐出作業員、きこり、枝払作業員、伐倒作業員、玉切作業員、間伐作業員、造材作業員、造材測尺作業員、伐木造材機械操作員、集材作業員、集材機作業員、木場作業員、伐木積込作業員、はえ積み作業員、皮はぎ作業員

**【対象外】**

木材乾留工

#### (3) その他の林業従事者

上記の分類に含まれない林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。

**【対象】**

炭焼人、製炭木割作業員、炭材伐採作業員、築窯作業員、炭焼作業員、薪材伐採作業員、新割作業員、薪結束作業員、薪小出作業員、炭俵詰作業員、木炭小出作業員、切炭調整作業員、種子採取作業員、林業種子採取作業員、山林苗木栽培人、林業種苗栽培者、天然木の実採取作業員、くり採取作業員、樹皮皮はぎ作業員、しいたけ採取作業員、なめこ採取作業員、たけのこ採取作業員、天然わさび採取作業員、まつやに(松脂)採取作業員、じゅんさい採取作業員、ぜんまい採取作業員、山芋ほり作業員、山ふき採取作業員、わらび採取作業員、ふし(五倍子)採取作業員、しゅろ皮採取作業員、こうぞ皮剥ぎ作業員(林業)、みつまた皮はぎ作業員(林業)、うるし(漆)採取作業員、あけびつる採取作業員、しだ採取作業員、かや採取作業員、しょう(樟)採取作業員、脳根採取作業員、樹種採取作業員、とりもち採取作業員、山林見まわり作業員、造林測尺作業員、猟師、銃猟師、網猟師、かも猟師、林野巡視、山番、山守、山林監視員、山林病虫害防除作業員、まつたけ採取作業員、たかしょう(鷹匠)、猟区案内人、ひる採取作業員、蛇捕獲人、虫とり、丸太検尺作業員、さし穂採取作業員、森林区画測量作業員

**【対象外】**

狂犬病予防技術員、盆栽苗木栽培者、ごかい取り、木材乾留工、皮はぎ工(製材業)



#### 4. 岐阜県の森林・林業の再生に寄与すると認められる事業者等とは

- (1) 「ぎふの木で家づくり協力工務店認定要領」による認定を受けている工務店
- (2) 事業者として、多分野の業種を行っており、産業分類の判断に苦慮する場合には、「木材・木製品製造業」部門を有し、岐阜証明材推進事業登録事業者のうち「製材加工」の登録区分があり、就業前3年間に県産材取扱い実績があるもの。

**ご注意ください!**

## ＜緑の青年就業準備給付金の給付申請をされる皆様へ＞

本給付金は、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という）としましても、給付金に係る不正行為に対しては厳正に対処して参ります。

当給付金の研修計画の申請をされる方、及び申請後給付が決定し受給される方におかれましては、以下の点につきまして十分ご認識されたうえで、各申請手続き並びに受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本給付金は、将来国内の林業分野で中核を担うことに強い意欲を有する45歳未満で、岐阜県が岐阜県緑の青年就業準備給付金事業研修機関等認定要領に基づき認める研修機関等で所定の時間数以上の研修を受け、必要な技術や知識を習得したうえで、国内の林業分野への就業を一定期間以上継続していただくことが可能な方に対し給付するものです（詳細については、募集要項第3給付の要件をご参照ください）。
2. 給付金の申請者が公社に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
3. 虚偽の申請や不正行為が疑われる場合には、公社は給付金の受給者（受給者が20歳未満の未成年者の場合は法定代理人を含む）及び連帯保証人に対し、必要に応じて調査を実施します。
4. 研修及び就業状況等に関して公社からの調査・質問があった場合は、必ず回答に応じてください。またその内容について虚偽の陳述を行わないでください。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該給付金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、給付済みの給付金のうち取り消し対象となった額に加算金を加えた額を返還していただくことになります。併せて当該受給者の氏名と不正の内容を公表させていただくとともに、県及び国に報告します。
6. なお、本給付金の事務取り扱い「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という。）に基づき実施しています。適正化法第29条から32条には刑事罰等を科す旨が規定されています。
7. 本給付金に関する個人情報の取り扱いについては、様式第2号利用目的説明書のとおりとします。

公益社団法人 岐阜県森林公社 理事長